

ヘルスケア&ウェルネス NFT 研究会 規約

第1条(目的)

本研究会は、ヘルスケア&ウェルネス分野における NFT の利活用に関する研究及び事業開発を促進し、産学医公連携によるイノベーションの創出を目的とする。

第2条(名称)

本研究会は、「ヘルスケア&ウェルネス NFT 研究会」(以下「本研究会」)と称する。

第3条(活動目的・内容)

本研究会は、以下の活動を行う。

1. ヘルスケア&ウェルネス分野での NFT 事業モデルの創出
2. ヘルスケア&ウェルネス分野全般のテーマの追求
3. 企業および医療機関等における新規事業開発支援
4. PHR 活用と都市 OS の重視、利活用
5. 次世代まちづくりへの貢献

第4条(会員資格)

本研究会の会員は、以下の要件を満たす者とする。

1. ヘルスケア&ウェルネス分野での NFT 利活用に関心を持ち、研究及び開発に積極的に参加する意思を有する企業、大学・研究機関、医療機関、介護施設等の代表者
2. 本研究会の目的に賛同し、活動に積極的に参加する個人
3. 反社会的勢力に該当しない者、およびその関係者でないこと

第5条(会員の権利と義務)

1. 会員は、本研究会の活動に参加し、研究成果の共有及び意見交換を行う権利を有する。
2. 会員は、本研究会の目的達成に向けて積極的に協力する義務を負う。
3. 会員は、研究成果や活動内容について守秘義務を負うものとする。

第6条(事務局)

1. 本研究会の運営を円滑に進めるため、事務局を設置する。
2. 事務局は、研究会の運営方針の実施、活動計画の策定、予算の管理、会議の準備および決算報告等を行う。

第7条(会議)

1. 本研究会は、定期的に全体会議を開催する。
2. 会議は、オンラインまたは対面で開催することができる。

第 8 条(会費)

1. 会員は、研究会の運営に必要な経費を賄うための会費を支払うものとする。
2. 会費の額および支払方法は、事務局で決定する。

第 9 条(決算報告)

1. 事務局は、毎年度末に研究会の決算報告を行い、全会員に対して報告するものとする。
2. 決算報告は、透明性を確保し、会費の使用状況を詳細に説明することとする。

第 10 条(成果の取り扱い)

1. 本研究会で得られた研究成果の知的財産権は、原則として成果を得た会員に帰属する。
2. 共同研究の場合、知的財産権の取り扱いについては、事前に参加者間で協議し、合意を得るものとする。

第 11 条(反社会的勢力の排除)

1. 会員は、反社会的勢力（暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、社会運動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等）に該当しないこと、及びこれらとの関係がないことを保証する。
2. 会員が反社会的勢力に該当する、または関与が判明した場合、本研究会は即座に当該会員を除名することができる。

第 12 条(解散)

本研究会は、会員の過半数の同意をもって解散することができる。

第 13 条(規約の改定)

本規約の改定は、事務局の提案に基づき、会員の過半数の同意を得て行うものとする。

第 14 条(付則)

本規約は、2024 年 11 月 22 日より施行する。

以上